

加茂商工会議所 会 員 情 報

加茂市幸町2-2-4 TEL52-1740 FAX52-4100 URL <http://www.kamocci.or.jp/> E-mail info@kamocci.or.jp(代表)

NO. 378 号 / R2. 11. 30 発行

◆第45回新年会員事業所の集い

時間変更並びに懇親パーティー中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症予防の観点から、懇親パーティーを中止とさせていただきます。これに伴い開会時間も変更となりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【年賀式】

1. 日 時 令和3年1月7日(木) 午後4時30分～(4時開場)に変更
※変更前 午後3時30分開会(3時開場)
2. 会 場 加茂市産業センターホール
3. 会 費 4,000円 ※お帰りの際にお土産(折箱+お酒)をご用意いたします(ご希望されない場合は会費不要)。

【懇親パーティー】 新型コロナウイルス感染症予防の観点から中止とさせていただきます。
※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740 (担当/大湊) まで。

◆持続化給付金まもなく締め切り！

～専用パソコン設置～会議所で申請できます

【給付上限】 法人企業：200万円 個人事業主：100万円

【算定方法】 前年の総売り上げ(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12カ月)

【対象者】 中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者。

【事前準備いただく書類等】

- ① 法人企業の場合
 - 確定申告書別表一の控え、法人事業概況説明書の控え
 - 売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの
 - 法人名義の口座通帳
- ② 個人事業者等の場合
 - 確定申告書第一表の控え、決算書等
 - 売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの
 - 申請者本人名義の口座通帳 ▪ 本人確認書類

★申請締切は

1月15日(金)

会議所で申請される場合は、事前にご連絡ください。

☎52-1740

【ご注意】 確定申告書の控には税務署の收受日付印(e-Taxの場合は受信通知)が必要です。日付印が無い場合は納税証明書が必要です。ご不明な点はお問い合わせください。

◆加茂市新型コロナ経済対策…申請はお早めに

○三密対策支援金～12/28 締切

県の三密対策支援金の対象にならなかった事業所を対象に、新型コロナウイルス感染防止のために必要な衛生設備の導入及び衛生用品の購入等にかかった経費を補助。

【補助金額】 5万円(下限)～20万円(上限) ※補助率10/10、消費税は対象外

【申請締切】 令和2年12月28日(月)まで

○新規市場開拓支援事業補助金

新たな販路を開拓するための展示会等(インターネットサイト可)への出展経費またはHP作成等の経費に対する補助。

【補助金額】 上限金額…中小企業者20万円、協同組合…160万円

※補助率4/5、消費税は対象外

【申請締切】 令和3年1月29日(金)まで

○事業継続緊急支援金…持続化給付金を受給された方が対象

①家賃補助金(賃貸の事業者)

建物等の賃貸借契約に基づく賃借料の2カ月分(4・5月分)を補助。

②上下水道料金相当額の補助(自己店舗所有事業者)

上下水道料金の4月または5月請求分を補助。

【対象者】 国の持続化給付金受給者 ※市税上下水道料金の未納がないこと

【補助金額】 上限金額…10万円 ※消費税は対象外

【申請締切】 令和3年2月26日(金)まで

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740 (担当/山本、明間) まで。

◆新潟県事業継続応援金のご案内

新潟県では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い影響を受けた事業者の事業継続を支援するため、県制度融資の借入れを行い、事業継続に取り組む事業者で、9月以降なお売上高減少が続いている方に対して、4年目分利子相当額を応援金として支給します。

【支給対象者】

「新型コロナウイルス感染症対応資金」を3年間実質無利子で、3年を超えて借入れし、本応援金を申請する月の直近2か月連続の売上高が前年比30%以上減少している方

【支給額】 借入4年目分利子相当額の全額

【申請方法】 融資を受けた金融機関から申請書類の確認を受け、金融機関に提出

【申請期間】 令和2年11月2日(月)～令和3年2月19日(金)

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740 (担当/山本、明間) まで。

◆NHK放送受信料免除のお知らせ

持続化給付金の給付決定を受けた事業者を対象に、事業所等(住居以外)に受信機を設置している放送受信契約について、契約者からの申請に基づき、放送受信料(2カ月分)が免除されます。

※詳しくは、NHKのホームページ「受信料の窓口」からご確認ください。

◆年末調整は早めの準備を！

～給与所得控除、基礎控除などが大きく変わります～

(1) 「給与所得控除額」が改正

給与収入金額 (A)	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超 180万円以下	$(A) \times 40\% - 10$ 万円	$(A) \times 40\%$
180万円超 360万円以下	$(A) \times 30\% + 8$ 万円	$(A) \times 30\% + 18$ 万円
360万円超 660万円以下	$(A) \times 20\% + 44$ 万円	$(A) \times 20\% + 54$ 万円
660万円超 850万円以下	$(A) \times 10\% + 110$ 万円	$(A) \times 10\% + 120$ 万円
850万円超 1,000万円以下	195万円	220万円
1,000万円超		

(2) 基礎控除が改正

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400万円以下	48万円	38万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	

※年末調整において基礎控除または子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受けようとする所得者は、その年最後に給与の支払いを受ける日の前日までにそれぞれ、「給与所得者の基礎控除申告書」または「所得金額調整控除申告書」を給与の支払者に提出しなければなりません。

(3) ひとり親控除及び寡婦（寡夫）控除に関する改正が行われました。

○未婚のひとり親に対する税制上の措置

所得者がひとり親である場合にはひとり親控除としてその人のその年分の総所得金額、退職所得金額または山林所得金額から35万円を控除することとなりました。

※ひとり親とは、現に婚姻をしてない人、または配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、以下の要件を満たすものをいいます。

- ・その人と生計を一にする子を有すること。 ・合計所得金額が500万円以下であること。
- ・その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。

○寡婦（寡夫）控除の見直し

寡婦の要件について、下記のとおり見直しを行ったうえで、寡婦控除がひとり親に該当しない寡婦に控除が改組されました。 ※特別の寡婦控除は廃止

- ・配偶者と離婚または死別後に未婚である。または、生死が不明で、一定条件を満たしている人で、合計所得金額が500万円以下であること。
- ・その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740（担当／渡邊、横山）まで。

◆プレミアム商品券参加店の皆様へ「換金日のお知らせ」

- ・12月15日（火）まで提出分 → 12月25日（金）
- ・12月25日（金）まで提出分 → 1月8日（金）
- ・1月15日（金）まで提出分 → 1月25日（月）★最終換金日

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740（担当／大湊）まで。

◆ご存知ですか？

労働保険は…従業員を1人でも雇ったら加入が義務

労働者（パート、アルバイト等を含む）を1人でも雇っている事業主は労働保険（労災保険・雇用保険）に加入しなければなりません。労働保険は、労災保険・雇用保険の各種給付金のほか、雇用の安定のために事業主に支給される助成金などの各種支援制度も設けられています。労働保険に未加入の事業主におかれましては、加入手続きをお願いします。

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740（担当／横山）まで。

◆年末資金決済にマル経融資をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方のために制度が拡充されています。

担保なし・保証人なし・保証料なし

1.21%-0.9%=0.31%

※4年目以降は通常金利（11月30日現在1.21%）

◎対象企業 常時使用する従業員が商業・サービス業：5人以下

〃

製造業・建設業・その他：20人以下

◎融資限度額 1,000万円（既存マル経融資とは別枠で借入可能）

◎返済期間 運転資金7年（据置3年以内） 設備10年（据置4年以内）

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740（担当／明間、山本）まで。

◆健康診断のご案内 ～会員特別受診料補助あり～

○健康診断→受診料一部補助

○人間ドック→1名につき2,000円補助

※当所会員事業所の役員、従業員、家族従業員が対象です。

実施機関	健診日時（会場は加茂市産業センターです）
(一社) 新潟県健康管理協会 TEL:025-283-3939	12月15日（火）（午前の部のみ） 8:30～11:30
(一社) 新潟県労働衛生医学協会 TEL:025-370-1960	12月22日（火）（午前の部のみ） 8:30～11:30

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740（担当／横山）まで。

◆会議所12月の主な行事予定と無料相談会のご案内

3日（木） ・オリジナル推奨品事業意見交換会 18:00～	8日（火） ・日本政策金融公庫相談会 10:00～
4日（金） ・正副会頭会議 12:00～	9日（水） ・新潟県信用保証協会相談会 10:00～
5日 ・初級簿記・原価計算ネット検定試験 10:00～	11日（金） ・常議員会 17:00～
6日 ・ビジネス実務法務検定試験 10:00～	28日（月） ・仕事納め（1月3日（日）まで休業 4日（月）より通常業務）

※上記相談会は10:00～12:00。詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740（担当／明間）まで。